

## 平成28年度関東女子倶楽部対抗長野会場予選競技 組合わせ及びスタート時間表

(参加者 12倶楽部・72名)

期日：6月3日(金)

場所：豊科カントリー倶楽部

(18ホール・ストロークプレー)

関東ゴルフ連盟

### 1番よりスタート

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
1	8:00	小野 葉子	塩嶺	小林 ゆたか	穂高	下田 美雪	諏訪湖	川上 富美子	豊科
2	8:09	懸川 恵子	上田丸子グランヴィリオ	鈴木 昭子	三井の森蓼科	深澤 恵子	松本	上條 春海	中央道晴ヶ峰
3	8:18	小川原 秋	穂高	大野 まつ美	松本	安藤 木綿子	上田丸子グランヴィリオ	水谷 幸子	豊科
4	8:27	白井 淳子	三井の森蓼科	工藤 数子	豊科	塩入 麻美	南長野	宮島 あゆみ	塩嶺
5	8:36	森山 世利翔	諏訪湖	宮下 千秋	松本浅間	別府 砂織	上田丸子グランヴィリオ	伊沢 洋子	中央道晴ヶ峰
6	8:45	向井 三千子	松本浅間	松井 久美子	あづみ野	矢崎 みな子	諏訪湖	土屋 紀代美	南長野
7	8:54	新井 謡子	松本	藤森 理恵	松本浅間	上條 恵美	塩嶺	江本 洋子	穂高
8	9:03	小寺 泰子	豊科	柳澤 信子	上田丸子グランヴィリオ	中村 節子	長野	杉本 エイ	三井の森蓼科
9	9:12	峯山 理絵	諏訪湖	仁科 しのぶ	あづみ野	丸山 はる代	長野	浜 裕子	三井の森蓼科

### 10番よりスタート

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
10	8:00	宮島 ひろ子	長野	東本 利江	松本浅間	久保 綾子	南長野	江本 和子	あづみ野
11	8:09	金谷 美恵子	塩嶺	横井 友香	諏訪湖	長門 明子	長野	石田 範子	南長野
12	8:18	山田 綾子	松本浅間	中沢 喜代子	あづみ野	篠崎 タミ子	三井の森蓼科	小林 恵	中央道晴ヶ峰
13	8:27	森谷 聡子	穂高	松野 美保子	長野	太田 たづ子	あづみ野	古見 美帆	松本
14	8:36	嶋田 万里子	長野	古畑 陽子	塩嶺	原田 茂子	上田丸子グランヴィリオ	笹岡 美保子	穂高
15	8:45	伊澤 京子	松本	大口 初子	豊科	堀内 佐喜子	三井の森蓼科	泉谷 寛子	中央道晴ヶ峰
16	8:54	國枝 玲子	南長野	山下 かつみ	中央道晴ヶ峰	河合 香恭	諏訪湖	藤川 智江	あづみ野
17	9:03	竹節 嘉恵	上田丸子グランヴィリオ	築田 育栄	塩嶺	西原 貴美	穂高	広田 規子	南長野
18	9:12	保坂 知子	豊科	植原 博美	松本	橋倉 美砂子	松本浅間	遠藤 あづさ	中央道晴ヶ峰

競技委員長 木村美代子

## 平成 28 年度 関東女子倶楽部対抗長野会場予選競技

開催日 : 6月3日(金)

開催コース : 豊科カントリー倶楽部

本競技は日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこのローカルルールと競技の条件を適用する。

本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は競技規定やプレーヤーへの通知文書、または競技会場での掲示物に掲載されるので必ず参照すること。

ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、このローカルルールと競技の条件の違反の罰は、「2打」とする。

### ローカルルール

- アウトオブバウンズ(規則 27-1)  
アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
- ウォーターハザード、ラテラル・ウォーターハザード(規則 26-1)  
ウォーターハザードは黄杭または黄線、ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
- 修理地(規則 25-1)  
修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を定める。ただし、次のものを含む。  
(a) パッティンググリーンの前後のペイントマークを含み、スルーザグリーンの芝草を短く刈った区域にあるヤーデージマーキングペイント(スタンスへの障害は除く)。  
(b) 10番ホール右側の修理地はプレー禁止の修理地とする。
- 動かさない障害物(規則 24-2)  
(a) 排水溝  
(b) 人工の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)  
(c) 動かさない障害物と白線でつながれている区域(その動かさない障害物の一部とみなす)  
(d) 黄黒の縞杭(本競技には適用しない)  
(e) 全てのヤーデージ杭
- コースと不可分の部分  
(a) 樹木やその他の恒久的な物件に巻きつけたり、密着させてあるもの。  
(b) 14番ホールのバンカー内の枕木と15番ホールグリーン奥の枕木
- 電磁誘導カート用の3本のレール  
電磁誘導カート用の3本のレールは、全幅をもってプレー禁止の修理地とする。
- 防球ネット  
2番ホールと3番ホールの間及び13番ホール右側の防球ネットに球が近接しているためにスタンスや、意図するスイングの区域の妨げになる場合、規則 24-2b(i)により処置するときは、その障害物の中や下を通さずに救済のニヤレストポイントを決めなければならない。
- 指定ドロップ区域  
9番ホール及び18番ホールの橋の上(電磁誘導カート道路上)に球が止まった場合、プレーヤーは、罰なしに、指定ドロップ区域に球をドロップすることができる(付属規則 I (A)6 を適用する。ゴルフ規則 173 ページ参照)。

### 距離表

Hole No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	OUT
Yards	353	148	320	485	351	140	286	489	296	2868
Par	4	3	4	5	4	3	4	5	4	36

10	11	12	13	14	15	16	17	18	IN	TOTAL
352	343	486	175	277	314	374	462	157	2940	5808
4	4	5	3	4	4	4	5	3	36	72

## 競技の条件

### 1. 参加資格

プレーヤーは競技規定に定められた参加資格を満たさなければならない。

### 2. 委員会の裁定

委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

### 3. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・付属規則 I(B)1a』を適用する(ゴルフ規則 176 ページ参照)。

### 4. 使用球の規格

『公認球リストの条件・付属規則 I(B)1b』を適用する(ゴルフ規則 177 ページ参照)。

### 5. ゴルフシューズ

正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋳を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。この条件の違反の罰は競技失格。

### 6. プレーの中断と再開

(1) 通常のプレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、規則 6-8b、c、d に従って処置すること。

(2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレー中断となった場合、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間をいたときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、規則 33-7 に決められているような罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは**競技失格**となる。

険悪な状況による中断中は、委員会がオープンと宣言するまで、すべての練習施設はクローズとなる。クローズとなった練習施設で練習しているプレーヤーは練習を止めるように要請される。その要請に従わなかった場合、参加を取消しとすることがある。

(3) プレーの中断と再開の合図について

通常のプレー中断 : 短いサイレンを繰り返して通報する。

険悪な気象状況による即時中断 : 1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

プレーの再開 : 1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

と同時に、本部より競技委員を通じてプレーヤーに連絡する。

### 7. 練習

ホールとホールの間での練習を禁止する(規則 7-2 注 2)『付属規則 I(B)5b』(ゴルフ規則 181 ページ参照)。

### 8. キャディー(規則 6-4 注)

正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『付属規則 I(B)2』を適用する(ゴルフ規則 179 ページ参照)。

### 9. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

## 注意事項

1. 競技の条件 5 項において規制されるシューズ以外でもパッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
2. 予備グリーンは定義上「目的外のパッティンググリーン」であり、球が目的外のパッティンググリーン上にある場合、プレーヤーは規則 25-3 に基づいて救済を受けなければならない。
3. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場にふさわしくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
4. 打放し練習場においては備付けの球を使用し、スタート前の練習は 1 倶楽部 6 コイン(180 球)を限度とする。

競技委員長 木村美代子